

## 第2-2-10図 医療的ケア児者に対する支援の充実

○ 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が増加している中で、個々の児童やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。

### 看護職員加配加算（障害児通所支援事業所）

#### 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）

##### ○ 看護職員加配加算の創設

・ 一定の基準※を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価。

【※一定の基準】

- ① 看護職員を1名以上配置し、**判定スコア**のいずれかに該当する利用者の数が1名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：200単位/日）
- ② 看護職員を2名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が5名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：400単位/日）
- ③ 看護職員を3名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が9名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：600単位/日）

### 常勤看護職員等配置加算（生活介護）

常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、**判定スコア**の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設。

- 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）（従来からの区分）
  - ※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合（Ⅰ）利用定員が20人以下 28単位/日
- 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）（新区分）
  - ※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合（Ⅰ）利用定員が20人以下 56単位/日



### 看護職員配置加算（福祉型障害児入所施設）

#### ○ 看護職員配置加算の見直し

・ 一定の基準※を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価。

【※一定の基準】

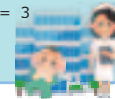
人員配置基準に加え、看護職員を1名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が5名以上

【例：入所定員が10人以下の知的障害児入所施設】

- 看護職員配置加算（Ⅰ）（現行のとおり）
  - ・ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合 141単位/日
- 看護職員等配置加算（Ⅱ）（新区分）
  - ・ 上記に加え、看護職員が常勤換算で1人以上配置され、一定の基準を満たす障害児が1人以上いる場合 145単位/日

### 判定スコア

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入又はSpO<sub>2</sub>90%以下の状態が10%以上 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8  
6回/日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8
- (12) 定期導尿（3/日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5



資料：厚生労働省資料

育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部補助を行っている。

### 発達障害児への支援の充実

発達障害児への支援については、2016（平成28）年通常国会（第190回国会）において「発達障害者支援法」（平成16年法律第167号）の一部が改正されたことを踏まえ、発達障害者の乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに対応する一貫した切れ目ない支援の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育及び労働等の制度横断的な関連施策の推進に取り組んでいる。具体的には、都道府県・指定都市に、保健、医療、福祉、教育、労働に関する機関が参加する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、地域における発達障害児の支援体制に関する課題について情報を共有する等、関係機関の連携の緊密化を図ることとしている。

また、発達障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、2018（平成30）

年度から「発達障害児者等家族支援事業」において、発達障害のある子供の保護者に対するペアレントトレーニングや、発達障害のある方同士のピアカウンセリング等を実施した市町村に対する補助事業を創設した。（第2-2-11図）

そのほか、発達障害等に関する知識を有する専門員が、市町村の保育所、放課後児童クラブ等の子供やその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対して、発達障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を実施し、地域における発達障害児に対する支援体制の充実を図っている。

### 「気づき」の段階からの支援

乳幼児健診や子育て家庭の利用する様々な施設・事業において、特別な支援が必要となる可能性のある子供を早期に発見し、適切な専門機関につなぐこと等により、「気づき」の段階からの支援の充実を図っている。

第2-2-11図 発達障害児者及び家族等支援事業の創設

平成28年8月に施行された改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。家族への支援については、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について補助しているところであるが、新たに家族支援のためのメニューを創設し、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大する。

<事業イメージ>

平成29年度まで  
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害者支援体制整備事業

- ①地域支援体制サポート
  - ・市町村支援
  - ・事業所等支援
  - ・医療機関との連携
- ②家族支援体制整備
  - ・ペアレントメンターの養成に必要な研修等
  - ・ペアレントトレーニングの実施
  - ・ソーシャルスキルトレーニングの実施等

※市町村も補助対象化

平成30年度以降  
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害児者及び家族支援体制整備事業

- ①ペアレントメンター養成等事業
- ②家族のスキル向上支援事業
- ③ピアサポート推進事業
- ④その他本人・家族支援事業

都道府県及び市町村で事業実施

資料：厚生労働省資料

特別支援教育の推進

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われている。

また、障害のある子供に適切な指導や必要な支援を行うためには、特別支援教育にかかわる教師の専門性の向上や、各学校における支援体制の整備を一層充実していくことが重要な課題であるため、大学等への委託により特別支援教育に関する研修を実施し、特別支援教育にかかわる教師の専門性の向上に取り組むとともに、「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業」等の各種事業の実施や、障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措

置を行っている。さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、国の政策課題等に対応した研究、指導者養成のための研修や講義配信による幅広い教師の資質向上支援等を行っている。

(ニート、ひきこもり等の子供・若者への支援)

地域のネットワークを通じた子供・若者への支援

2010（平成22）年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）においては、ニートやひきこもり、不登校等の社会生活を営む上での困難を有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして若者の就業と自立に向けた支援を行っていくため、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるもの

とされている。また、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点である「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制を地方公共団体に確保するよう努めるものとされている。このため、内閣府では「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施しており、2019（平成31）年3月31日現在、123の地域に子ども・若者支援地域協議会が、90の地域に子ども・若者総合相談センターがそれぞれ設置されている。また、困難を有する子供・若者に対する支援に携わる人材養成を図るため、アウトリーチ（訪問支援）研修を始めとする各種研修を実施している。

### 遺児への支援

2014（平成26）年度に東日本大震災被災地の子供と家族に対する健康・生活支援のために創設した「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」は、2015（平成27）年度には復興庁所管の被災者健康・生活支援総合交付金内の事業となり、2016（平成28）年度には被災者支援総合交付金内の事業として引き続き計上し、児童精神科医等が巡回相談により子供の心のケア等を行う「親を亡くした子ども等への相談・援助事業」を実施した。

交通事故遺児支援については、自動車事故による交通遺児等の健全な育成を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）において、中学校卒業までの遺児等を対象に、育成資金の無利子貸付を行うとともに、公益財団法人交通遺児等育成基金においては、満16歳未満の遺児を加入対象に、育成給付金の支給を満19歳に達するまで行っている。

自死遺児支援については、2006（平成18）年10月に施行された「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）を踏まえ、自殺又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な

支援を行うため、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援するなど、地方公共団体との連携の下、自死遺族支援施策の中で関連施策の推進に取り組んでいる。具体的には、地域自殺対策緊急強化基金を活用して、地方公共団体において、自死遺児支援のためのつどいの開催等の取組を実施している。

### 定住外国人の子供に対する就学支援

2017（平成29）年5月現在、我が国の公立の小学校、中学校、高等学校などに在籍する外国人児童生徒の数は8万6,015人である。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、2016（平成28）年5月現在で3万4,335人であり、前回調査の2014（平成26）年度と比べて5,137人（約17.6%）増加しており、多数在籍している。

外国人については、保護者が希望する場合には、その子供を公立の義務教育諸学校に無償で就学させることができ、その支援のために以下のような施策を行っている。

- ・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各地方公共団体が行う公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導・生活指導等を含めた総合的・多面的な指導、保護者を含めた支援体制の整備等に関する取組を支援する事業を実施
- ・就学に課題を抱える外国人の子供を対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助する事業の実施
- ・従来、日本語指導を含む個別の課題解決のために、各都道府県からの申請に応じ、教職員定数を加配措置していたが、2017年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）の改正により、2017年度以降、加配定数を基礎化し、日本語能力に応じた特別の指導を行う児童生徒の数に応じて教員の定数を算定することとし、2026（令和8）年度までの10年間で計画

的に実施することとしている。

- ・独立行政法人教職員支援機構により、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭などの管理職及び指導主事を対象として、学校全体での外国人児童生徒の受入れ体制の整備、関係機関との連携、日本語指導の方法等を主な内容とした実践的な研修を実施
- ・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（学校教育法施行規則を一部改正、2014年1月14日公布、4月1日施行）

## 4 子供の貧困

### 子供の貧困対策

子供の貧困対策については、2013（平成25）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立し、2014（平成26）年1月17日に施行された。同法では、子供の将来がその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としている。

同法を踏まえ、政府は、同年8月29日「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。当該大綱では、子供の貧困対策に関する基本的な方針をはじめ、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、子供の貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めている。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯の自立のためには、〈1〉支援が必要な者に行政のサービスを十分行き届けること、〈2〉複数の困難な事情を抱えている者が多いため一人一人に寄り添った伴走型の支援を行うこと、〈3〉ひとりで過ごす時

間が多い子供たちに対し、学習支援も含めた温かい支援を行うこと、〈4〉安定した就労を実現することなどが重要であり、2015（平成27）年12月に「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を策定し、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を実施することとした。

また、2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や2017（平成29）年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においても、希望する教育を阻む制約の克服や子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化のための施策などについて、今後を見据えてどのように展開していくか示されている。

2018（平成30）年11月には、子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、上記「子供の貧困対策に関する大綱」策定以降の社会経済情勢の変化等を踏まえて、2019（平成31、令和元）年度内を目途に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の案を策定する旨、決定した。

### 社会全体で応援する取組

内閣府、文部科学省、厚生労働省、独立行政法人福祉医療機構は、子供の貧困対策が国をあげて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進している。（第2-2-12図）

主な事業としては、各種支援情報の発信や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による草の根で支援を行う特定非営利活動法人等に対する助成等があげられる。

このうち、支援情報の活用については、支援に関する情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイト<sup>1</sup>の整備を

1 <https://www.kodomohinkon.go.jp/>

## 第2-2-12 子供の未来応援国民運動 広報啓発ポスター



資料：内閣府資料

行っている。2017（平成29）年には、より必要な支援情報を届けられるよう、検索方法等をリニューアルし地方公共団体ごとの支援実施状況（登録施策数）を表示し見える化に対応する等、ユーザビリティを向上させた。

支援を必要とする団体と支援を希望する企業等とのマッチングに関しては、地域において企業、特定非営利活動法人等、市民、地方公共団体等が、その地域の実情を踏まえて子供たちの支援に向けた一歩を踏み出していただけよう、子供の貧困対策に係る情報提供や各主体の交流の場づくりとして、2016（平成28）年度より、全国各地で「子供の貧困対策マッチング・フォーラム」を開催している。また、学習支援、子供食堂、フードバンクのそれぞれの分野における全国的なネットワークを有する団体が支援の窓口として相談や問合せに対応したり、支援物資等の配分調整等を行ったりする、「子供の未来応援マッ

チングネットワーク推進協議会」や、支援リソースと支援ニーズの双方を掲載し、相互に検索できるマッチングサイトを通じて、推進している。

「子供の未来応援基金」については、企業や個人に子供の貧困に対する理解を求め、協力を呼び掛けてきた結果、2018（平成30）年度末時点で約10億7,600万円の寄付が寄せられ、これまで2回にわたり子供たちに寄り添った活動を行う延べ165団体に対して支援をし、2019（平成31）年1月に第3回支援として公募に申請のあった358団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て、2019年度に活動を行う71団体に支援金を交付することが決定された。

また、内閣府では、「地域子供の未来応援交付金」により、地方公共団体が地域の実情に応じて子供の貧困対策を進めていくため、関係行政機関、企業、特定非営利活動法人等との地域ネットワークを形成するための取組を支援している。

### 調査研究等

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。「子供の貧困対策に関する大綱」（2014（平成26）年8月29日閣議決定）においては、今後の対策推進に資するよう、子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究や、子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究等に取り組むこととされている。

2018（平成30）年度は、内閣府において、子供たちが置かれている貧困の状況及び実際に行われている各種の支援の実態を把握するため、地方公共団体と並ぶ、もう一方の地域における支援の担い手である、支援団体に焦点を当て、活動状況の実態調査・分析等を行った。

## 沖縄の子供の貧困対策

深刻な状況にもかかわらず行政の支援が子供に行き届いていないことや、日中にとどまらず夜間も子供の居場所がないことなど、沖縄特有の課題に緊急に対応するため、2016（平成28）年度より居場所づくりや子供の貧困対策支援員の配置を、モデル的・集中的に実施しており、県内で支援員114人を配置、居場所139か所を開所している（2018（平成30）年10月1日時点）。

## 5 教育

### キャリア教育の推進

若者のライフプランニングを支援するため、高校生が進路選択に当たって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえた生活の在り方についても総合的に考えることができるよう、調査研究を踏まえ教材を作成し、ライフデザイン構築のための学びを推進している。

「ニッポン一億総活躍プラン」（2016（平成28）年6月2日閣議決定）に基づき、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が連携しながら、高校生のキャリア形成支援教材「高校生のライフプランニング」を作成し、2018（平成30）年11月に地方公共団体等に周知を図った。

### 学校教育段階からの妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の教育

高校生向けの健康教育に関する啓発教材「健康な生活を送るために」において、個人が将来のライフデザインを描けるようにするため、その前提となる、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識等について盛り込んでいる<sup>1</sup>。

## 性に関する科学的な知識の普及

「生涯を通じた女性の健康支援事業」では、保健所、市町村保健センター等において、妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。

また、「性感染症に関する特定感染症予防指針」においては、性感染症は、10歳代半ばから20歳代にかけての若年層における発生の割合が高いことから、性感染症から自分の身体を守るための正確な情報提供を適切な媒体を用いて行うことで、広く理解を得ることが重要であり、保健所等が行う健康教育にあっては、教育関係者及び保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うこととしている。

さらに、学校教育においては、体育科、保健体育科を中心に学校教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じて性に関する科学的な知識を理解させる。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。

### 妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学習指導要領においては、学校における性に関する指導として、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取ることができるようにすることを目的としており、これに基づき保健体育科を中心に学校教育活動全体を通して指導が行われている。

また、児童生徒に、家族の一員として家庭生活を大切にすることを育むことや、子育てや心の安らぎなどの家族・家庭の機能を理解させるとともに、これからの生活を展望し、

1 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08111805.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm)

課題をもって主体的によりよい生活を工夫できる資質・能力を身に付けさせることが重要である。このため、小学校、中学校、高等学校において、発達の段階を踏まえ、関連する教科等を中心に、家族・家庭の意義や役割への理解を深める教育がなされている。

2017（平成29）年3月に小・中学校学習指導要領を、2018（平成30）年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、例えば、小学校家庭科では、家庭生活が家族の協力によって営まれていること、中学校技術・家庭科では、家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があること、高等学校家庭科では、家族・家庭の機能や子育て支援などについて、教育内容の充実が図られたところである。

#### ・乳幼児と触れ合う機会の提供

乳幼児と接する機会の少ない中学生、高校生等が、乳幼児と出会い、触れ合うことは、他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成している。

#### ・学校・家庭・地域における取組の推進

将来の親となる世代が子供や家族・家庭について考え、子供とともに育つ機会を提供するとともに、国民一人一人が家族・家庭や子育ての意義について理解を深められるようにすることが重要である。学校教育においては、子供たちに乳幼児との触れ合いの機会を提供し、将来親となった際に必要となる子育ての態度を育てるとともに、少子化とそれがもたらす社会への影響、子育てや男女が協力して家庭を築くことの大切さなどについても理解を深めさせることが重要である。

このため、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係する教科等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

家庭や地域における取組としては、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。